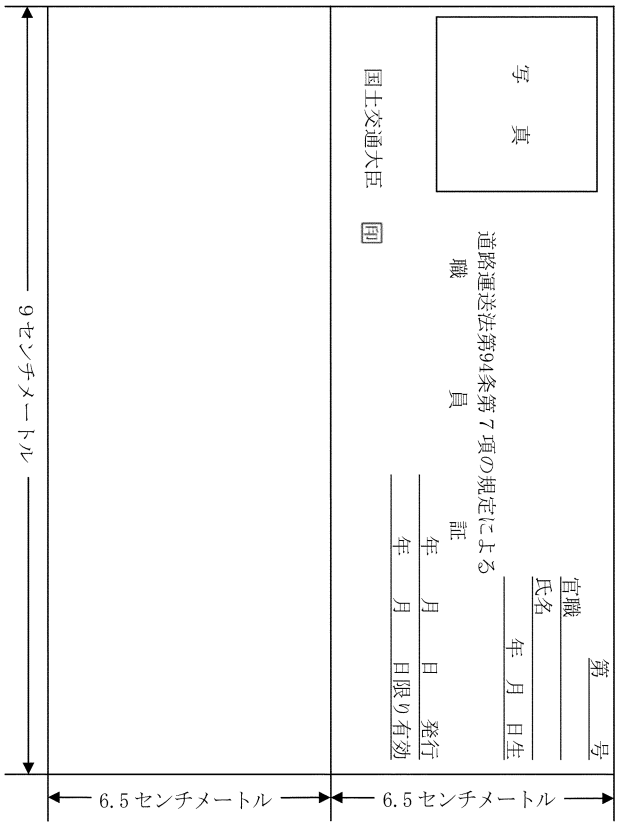
第二号様式を次のように改める。

第２号様式（第63条関係）

（表）



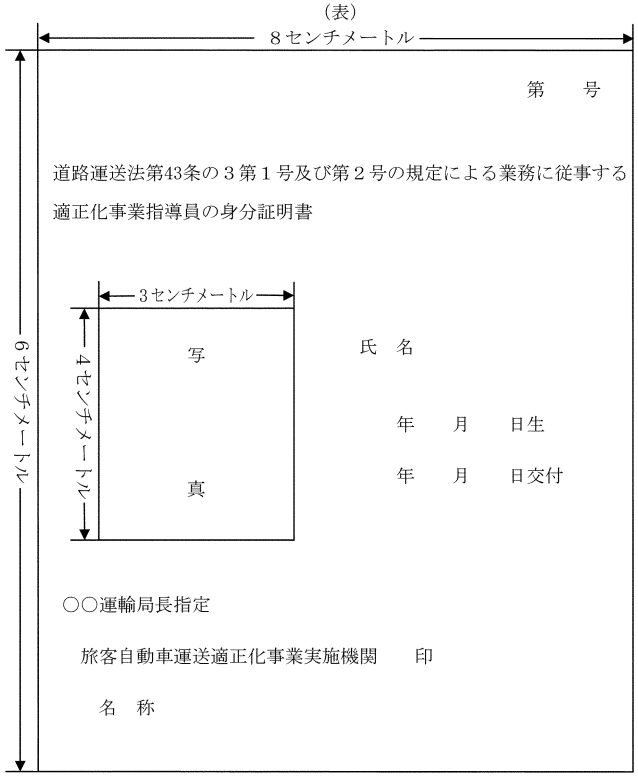
（裏）



第二号様式を第三号様式とし、第一号様式を第二号様式とし、第二号様式の前に次の一様式を加える。

第１号様式（第35条の３関係）

（表）



（裏）

道路運送法抜すい

第43条の３　適正化機関は、その区域において、次に掲げる事業（以下「適正化事業」という。）を行うものとする。

(1)　輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関し旅客自動車運送事業者に対する指導を行うこと。

(2)　旅客自動車運送事業者以外の者の旅客自動車運送事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動を行うこと。

道路運送法施行規則抜すい

第35条の３

３　適正化事業指導員は、適正化事業指導業務を行うに当たつては、前項の証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。